

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続の中止について（お知らせ）

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１７条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、お知らせします。

令和７年１１月１８日　那覇地方法務局　登記官　牧　野　智　浩

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
第3600-2021-0026号	那覇市繁多川五丁目４７１番６７